

「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」(案)に対するパブリックコメント募集の結果について

1 募集期間：平成23年1月12日(水)～25日(火)

2 寄せられた意見：106件

(1)多面的機能の持続的な発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全

番号	意見内容	左記に対する考え方
1	<p>現況、課題の分析、対応指標と丁寧な説明であり、わかりやすくすばらしいビジョンと思います。</p> <p>意見として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林を「経済林」と「環境林」に区別しているが、森林全体を区別するものでないか ・「経済林」と「環境林」に区別した場合、手取川など重要河川の上流域の森林、水源かん養保安林などは「環境林」に区別されると思いますが、森林所有者は将来お金になると考え造林した人や県施策(治山事業など)に協力した人も多いので、経済活動もできる区別も考慮して欲しい。 ・森林・林業再生プランの改革の姿では、より多くの区別を国が県、市に示すとしていますがその区別との整合は不必要となるものですか。 	<p>森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林の適切な区分を行った上で、それぞれの区分に応じた整備・保全の方向性を明らかにすることが重要であると考えています。</p> <p>このため、まずは森林を人工林と天然林に区分した上で、さらに人工林を「経済林」と「環境林」に区分しています。人工林については、経済的な収益を得ることを目的に造成された経緯等を踏まえれば、「経済林」に区分するのが原則ですが、一方では、林道から遠いなどの理由により採算性が見込めず、将来的にも林業経営による経済活動を通じて必要な手入れを行っていくことが困難な森林等については「環境林」に区分し、公益的機能の発揮を重視した整備・保全を進めていくことが重要であると考えています。</p> <p>なお、森林の区分は、経済活動の是非を線引きすることを意図したのではなく、「環境林」に区分されることをもって、収穫が規制されるものではありません(法令により立木の伐採に制限が課せられることはあります。)</p> <p>また、「森林・林業再生プラン」の最終とりまとめにおいては、「国が示す3機能区分を止め、地域主導の森林区分制度の創設」とされており、詳細は今後明らかになるものと思いますが、国の方針との整合も踏まえた森林の区分にしていきたいと考えています。</p>
2	<p>森林の3区分に応じた整備・保全の推進で県下の人工林をゾーニングして、それぞれの区分に応じた施策を講ずることになっているが、それはそれで的確な施策であると思いますが、現場に入ると先人が苦勞して植林をしたのは何も環境保全や生物多様性の保全のためでなく、あくまで経済的行為にたつて造成したものであり、やがて迎える収穫期にはその苦勞が報われる方策も考慮する必要があると思います。</p>	<p>山村等の集落に隣接していない天然林を「奥地の森林」として定義しております。</p>
3	<p>天然林の区分 奥地の森林(自然の遷移に委ねる)68,000haは大きすぎる。</p>	<p>山村等の集落に隣接していない天然林を「奥地の森林」として定義しております。</p>
4	<p>現在、手入れ不足林に対し、いしかわ森林環境税による強度間伐を行い針広混交林や広葉樹林への誘導を想定されていると思いますが、現況では、木材価格の低迷や先代まで熱心に手入れをしていたが、世代交代により気にはかけているが手入れをしなくなった山などが、多く感じられます。</p> <p>当面は、個人で整備できるまでの保育的な役割を期待している方々が多い様です。</p> <p>将来、利用価値がある山となった場合に、環境林から経済林への移行も柔軟にできる施策にしてください。</p>	<p>現在、林内路網の整備や小径木等の未利用資源の需要拡大等、林業採算性の向上を図るための施策を推進しているところであり、これらの取組を通じ、森林所有者の林業への関心が呼び戻され、手入れが放棄された人工林が経済林へと再生されることは望ましいことと考えています。</p>
5	<p>環境税間伐施業の功と罪</p> <p>戦後植栽された石川県内の森林は環境税間伐施業によって、あつくるしい林がすっきりした林に変貌している。残った木はすくすくと成長していくことだろう。環境間伐は植えたままほとんど手入れされていない林には最適の施業でありまだまだ継続されたい。</p> <p>一方、ある程度手入れがされた林については低質木の除伐をするか、林によっては利用間伐が相応しい。ところがそうした林にも環境間伐を取り入れ、補助金適用条件である伐倒率40%をクリアするため有用な木が多数切り捨てられているのが実態である。これは長年に亘って育てられてきた木を無為にする”もったいないこと”であり、視覚的にも好ましいとはいえない。</p> <p>また昨今アテ林にも環境間伐が実施されているが40%も伐倒してしまえば成長の遅いアテの資源量の減少が大いに懸念される。耐陰性が優れたアテの特性を考慮しあくまで除伐に止めるべきである。特に県木であり我が国の貴重な造林樹種であるアテにはスギやヒノキとは異なる独自の育林助成策(例えば、初期成長が遅いため下刈り期間を延長することや漏脂病被害防止対策等)を講じ、石川県の誇るべき木材資源として大切に守り育てて行かなければならない。</p> <p>健全な森林を育成するには長年の地道な努力が必要であり、そうしてできた美林はみんなの宝である。今後も環境間伐を実施すると共に、前述したように林相に応じた適切な育林作業を推進し、それに対しても行政の手厚い支援を要望したい。</p> <p>環境間伐は行政の大ヒットであることは間違いない。豊かな森づくりのために更なる良策を切に期待するものである。</p>	<p>いしかわ森林環境税については、その趣旨を踏まえ、適切な実施に努めていきたいと考えています。いただいた意見については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>

6	<p>ビジョンの指標の中に、目指すべき森林の面積として環境林は35,000haとあるが、いしかわ森林環境税の導入時には、22,000haだったと記憶している。手入れが不足している森林が、それ以降に増加したことになるのか。</p>	<p>「環境林」の考え方は本文14ページに記載しているとおりであり、経営条件が不利なため、手入れ不足となっている人工林のほか、公益的機能の発揮を特に重視すべき必要があり、法令等により伐採に制限が設けられている森林(たとえば海岸林)等が該当するため、いしかわ森林環境税の対象と一致するものではありません。</p>
7	<p>環境林という言葉について 採算性の悪い人工林は強度伐採し、針広混交林とする。これを環境林と読んでいるが、環境林の定義が不明瞭である。環境イコール自然環境という意味であれば、生物多様性の高いエリアと理解できるが、果たしてそのような機能を持つのか疑問。 (1)現在強度伐採を行った場所には、直後から多種の樹木が侵入し植物の多様性は一時回復するであろうが、その後は陰樹が優占するのではないか。 (2)15ページに「将来は人でのあまりかからない針広混交林や広葉樹林への誘導」を図るとあるが、具体的な植生については明確になっていない。 (1)についてはモニタリング調査が不可欠である。 (2)については目指す森林タイプについて吟味が必要と思う。 目指す「手のかからない環境林」が持つ多面的機能のうち、生物多様性の保全に関しては、植物以外の動物、菌類など広い分類群についても考慮する必要がある。 自然環境という意味も含むならば、20年、50年後の「環境林」の姿がイメージできるようにしていただきたい。 針広混交林＝生物多様性が高いというには調査が必要である。</p>	<p>「環境林」の考え方は本文14ページに記載しているとおりであり、人工林のうち、林道等から遠く森林施業の集約化が困難な森林、マツや広葉樹の植栽等により自然環境の保全を主な目的として造成された森林等がこれに該当し、いずれも公益的機能を重視した森林管理を推進していくこととしていきます。いしかわ森林環境税を活用し整備した森林において強度間伐後の広葉樹の植生の回復状況、野鳥や昆虫の生息状況等のモニタリング調査を行っており、引き続き、調査を実施することにより、将来的な森林整備のあり方の検討にも役立てて参りたいと考えております。</p>
8	<p>生物多様性への取り組みについて 1ページで、森林の役割について「生物多様性の保全及び持続可能な利用」と述べられているが、対策については具体的な提案が盛り込まれていない。環境教育や里山の利用について述べられているが、生物多様性が保証されているかを調査する項目が抜けている。生物多様性のモニタリング調査の項目を作るべき。</p>	<p>生物多様性のモニタリングについては、国の事業で行われているものがあるほか、県の取組としては、別途「林業試験場の取組」という項目を設け、その中で具体的に記載させていただきます。</p>
9	<p>石川の森林における多種の種の保存に関する調査継続の必要性と現状資料の確保が一地域では有るが生物多様性の基礎となりますので今後とも対応よろしくお願いします。</p>	<p>「いしかわレッドデータブック」については、動物編を2009年に、植物編を2010年にそれぞれ改訂しています。</p>
10	<p>・適切な森林境界の明確化 森林施業を始め何事をするにも境界が分からないと一歩も前へ進めない。境界がわかる方が高齢化しており一刻の猶予もない時期に来ている。県、市町の行政機関が強力な体制を構築し早急に対応しないと大変なことになると思います。制度上はやる気があれば森林組合単独でできることになっているが、行政、山林所有者が一体となってやらないと所期の成果がでないと思う。</p>	<p>森林境界の明確化については、本文33ページに記載しているとおり、当面、森林施業の集約化を推進する中で重点的に取り組んでまいりたいと考えていますが、境界の管理は、あらゆる施策の基本となることから、「1多面的機能の持続的な発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全」の項目において、「③適切な森林境界の明確化」(16ページ)として別途記載しています。</p>
11	<p>森林境界の問題は山林所有者が解決する問題です。施業プランナーが努力しても解決しない(施業ができて)。地積調査をした方がよい。 山林所有者が管理して欲しいのは、森林境界のほうが重要(森林境界のわかる所有者はすでに半数以下です。)</p>	
12	<p>森林所有者の自分の山林の場所がわからない、境界がわからないことに対する対策をお願いしたい。(なお、予算をつけてもわからないものはわからないことを追記する。)</p>	
13	<p>森林境界明確化は時間との勝負であり森林整備が近々に伴わなくても事業対象として頂きたい。</p>	
14	<p>近年、山林に関しては境界の問題、税金の問題、不在村者の管理の問題などがあるが、そのような中、山からの収入は期待できなく、使われなくなった山林を国へ返す事ができるようになればよいのではないか。</p>	<p>所有権の移転を進めることは、種々の理由により困難であると思いますが、所有する森林を自ら管理できない森林所有者については、意欲のある森林組合や林業事業者への経営の委託や信託を進めていただくことが必要と考えています。</p>

15	<p>間伐施業面積の増加や間伐材の搬出量の増加等を掲げていますが、境界が不明瞭な箇所等をどのようにして施業を行うのでしょうか。森林の施業を行うにしても所有者の同意と境界の明確化が必要なのではないでしょうか。境界が明確化されない森林は、隣接した所有者同士の境界確認が必要になってくると思われます。確認作業が完了しない限り施業を行うのは困難だと思いますが、先に記載したことです。高齢者ばかりになってくると現地確認も難しくなってきます。境界問題を先送りし、施業を行いたい箇所に該当する所有者全ての同意を頂く形をとるにしても、一人以上でも施業を行うことに反対な方が出てくると、境界が不明瞭なため、反対者の箇所を特定するのが困難になり、ほかの方の山も作業を行うことが出来なくなることも発生します。また、利益の還元を行うにあたって境界が不明瞭だと金額の分配も困難になると予想されます。</p> <p>以上の点だけでも、森林施業を行う上で、境界の確定は急務だと考えられまので、他県の取組などを参考にしながら、対策を記載する必要があるのでないでしょうか。</p>	<p>森林境界の明確化については、ご指摘のとおり山村の過疎化や森林所有者の高齢化の進行に伴い、本県においても喫緊の課題として捉えております。</p> <p>このため森林施業プランナーの育成等を通じ、森林の整備や保全活動を実施するための前提となる森林の境界管理が適切に行える体制づくりを推進します。</p> <p>これまでも、森林整備・林業活性化基金等を活用して、森林の境界確定作業を進める中、「境界の確認をお願いすることによって、初めて所有する山林に足を運び、施業の必要性が分かった」というような成果事例も聞かれるところであり、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
16	<p>諸外国による山林売買による水源損失が問題になりそうです。ビジョンの中にはなかったと思います。一案を計ずるよう進言いたします。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、法律改正も見据えて国で検討が開始されたところであり、その動向を踏まえ、県として適切に対応していく考えです。</p>
17	<p>6ページ 治山の記述について 県民の安全・安心の面、森林の維持造成を通じた国土保全の面などの治山対策の記述が欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、戦略1の最終パラ(6ページ)を以下のとおり修正します。</p> <p>これらのことを踏まえ、間伐等の適切な森林整備や治山対策の推進により里山地域をはじめとする森林の再生、県民生活の安全・安心の確保を図り、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、県土の保全、水源のかん養といった(中略)森林の育成を目指します。</p>
18	<p>8ページ 多面的機能云々 主な指標 安全安心治山対策の主な指標が欠けている。</p>	<p>9ページは主な指標として、特に今後10年間で増加が顕著なものを中心に整理しており、治山対策に関しては、「抵抗性クロマツ植栽延べ面積」を記載していますが、本文中には、「山地災害危険地区における治山事業の着手箇所、着手率」等も指標として掲げております。</p>
19	<p>「ビジョン2011」の概要 地球温暖化に伴って今後増大すると思われる治山災害の記述。一部にいわれておりますが表現として適切なのでしょうか。</p>	<p>例えば平成21年度森林・林業白書(54ページ)においては、以下のように記述されています。</p> <p>「今後地球温暖化により大雨の頻度が増加するおそれが非常に高いことが指摘されており、山地災害の発生リスクが今後一層高まることが懸念されている。」</p>
20	<p>治水対策として資金が出せるのではないか。</p>	<p>県民生活の安全・安心を確保し、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能を維持増進するため、治山対策を行っており、引き続き、事業を実施していくこととしています。</p>
21	<p>集落や国道・林道の上部にナラの立ち枯れがたくさんあり、それが根こそぎ倒れた場合、根の部分に水がたまり土砂崩れの恐れがあります。 大変危険で、難しい作業ですが伐採できないでしょうか。</p>	<p>ナラ枯れに対する対策としては、現在、景観の悪化を防ぐ観点から、公園など公共施設周辺の森林を重点として、市町が実施する薬剤防除などに対して支援しています。また、被害発生後、他の広葉樹等が約5～10年で再生してくることから、森林の公益的機能の大幅な低下をもたらす恐れは少ないと考えておりますが、ご意見のような箇所につきましては、地元市町または県農林総合事務所に、ご相談いただきたいと思ひます。</p>
22	<p>森林病虫害・野生動物による森林の被害。「カシノナガキクイムシ」5、6年前より発生しており何かの対策を講じてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、松くい虫の被害は昭和61年度をピークに概ね減少傾向で推移し、平成21年度には、ピーク時の1割以下となっています。しかしながら、依然として毎年新たな被害が見られることから、特に公益的機能の高度発揮が求められる保全すべき松林を重点的に防除対策を講じているところです。</p> <p>まつたけをはじめとした野生きのこの発生を促す施業方法の確立については、県林業試験場においても取り組んでいくこととしており、その旨、45ページに記載しています。</p>
23	<p>松くい虫被害は年々減少しているとはいえ、確実に毎年、松くい虫の深刻な被害はあり、徹底的に対策を講じて頂きたい。珠洲へは防除予算も多いときの1/10以下になっているのは嘆かわしい。 H22は何年ぶりかで、松茸は豊作となった。よって、松茸の生産も明るい見通しが出てきたのではと思う。また、松茸の生育に対しての学説？が今まで言われてきていることに疑問を感じる。 研究者、生産者に対してもっと長い目で、あたたかい援助をお願いしたい。</p>	<p>ご意見のとおり、松くい虫の被害は昭和61年度をピークに概ね減少傾向で推移し、平成21年度には、ピーク時の1割以下となっています。しかしながら、依然として毎年新たな被害が見られることから、特に公益的機能の高度発揮が求められる保全すべき松林を重点的に防除対策を講じているところです。</p> <p>まつたけをはじめとした野生きのこの発生を促す施業方法の確立については、県林業試験場においても取り組んでいくこととしており、その旨、45ページに記載しています。</p>

24	アテの漏脂病の原因と対策をしていただきたい。	アテ漏脂病については、県林業試験場や全国の研究機関で原因究明に向けて取り組んでいるところですが、最終的な解明には至っておりません。 今後も、解明に向けた調査研究を進めるとともに、県外の研究機関等とも連携し、間伐等による被害軽減策の試験、および漏脂病にかかりにくい品種選抜の取り組みを推進していくこととしており、その旨、22ページに記載しています。
25	近年の温暖化の影響で、石川県においてもイノシシやニホンジカの被害が急速に拡大していますが、以前から被害の多い西日本の都道府県における公共事業対応策や補助政策などの導入を示せば良いと思います。 林業試験場に獣害対策の専門研究員を配置して、大学との連携、学術的研究および実証実験を行っていただければどうでしょうか。	ニホンジカによる森林被害は、平成21年に加賀市で初めて確認されました。現在、県の林業試験場や白山自然保護センター、県立大学が共同でニホンジカの個体数調査及び森林への影響調査を行っています。 また、専門研究員の配置等のご意見は、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
26	フォレストコーディネーター、コーディネートセンターに興味があります。また活動についてボランティアを無償のみならず有償の活動も考慮すべきだと思います。	いただきましたご意見につきましては、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
27	フォレストコーディネートセンターの新設において、幅広い情報収集と広報活動がかなり重要になるかと思えます。専門的知識と人材育成のため、産学官の協同体制が不可欠であり、石川県立大学環境科学科、金沢大学自然環境システム学類、隣県農学部との協同プラン等、具体的なアクションプランを打ち出してはどうでしょうか。 フォレストコーディネーターの人材育成にあたり、県内のフォレストサポーター、林研グループ、樹木医等の意見交換の場として、協議会を新設すればどうでしょうか。	「いしかわの森づくりコーディネートセンター」(仮称)は、ボランティア団体や企業のみならず、教育機関等の多様な主体による森づくりを推進していくための機関を想定しておりますが、いただきましたご意見は、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
28	・啓蒙普及関係について 一般県民の「いしかわ森林環境税」への理解しかり、林家の樹木の成長に合わせた施業の必要性、木の有する調湿作用や断熱性等の優れた特徴、木造住宅の構造、樹木の名前等を理解している人は驚くほど少ないことに度々遭遇することがあります。一般県民、未来を担う青少年林家等に森林・林業・木材に関することをもっとPRすべきと感じます。そのため、学校行事や在所の行事、グループ活動等で気楽に足を運んで勉強できる施設の設置が必要だと思います。このような役割を今回のビジョンに記載されているコーディネートセンターが担うのであればそれで結構なのですが、上記内容も加味した施設を考慮して頂きたい。	今後、「いしかわの森づくりコーディネートセンター」が核となり、県民参加の森づくりや森林環境教育、木づかい運動等を推進することによって、森林・林業の役割や木材利用の重要性について、普及啓発を進めてまいりたいと考えていますが、いただきましたご意見につきましては、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
29	県民全体で支える森づくり活動をすすめるためのワンストップ窓口となるセンターを設置することになっている。企業やボランティア団体など、今後のニーズが期待されていることから、なるべく早く設置されるようお願いしたい。	いしかわの森づくりコーディネイトセンター(仮称)は平成24年度の設置に向けて、準備を進めてまいりたいと考えています。
30	広葉樹に侵入した竹林の整備も推進して頂きたい。	侵入竹林の整備については、現在、森林整備・林業活性化基金を活用し、一部実施しているところですが、15ページに記載しているとおり、今後竹の侵入により機能が低下した森林の再生に向けた公的支援による整備を検討していくこととしています。
31	所有者の理解はどうか。所有者と利用権の関係。	森林整備の推進等にあたり、引き続き、森林所有者のご理解を得られるよう適切に対応させていただきます。
32	森林整備事業については特定の人々の整備でなく全組合員に利用出来るようにしてほしい。	森林整備事業については、補助事業の採択要件を満たしていれば、どなたでも利用できる制度となっていますので、管内の農林総合事務所や森林組合等へご相談ください。

33	<p>森林管理・環境保全直接支払制度(仮称)の概要を教えてください。</p>	<p>国の「森林・林業再生プラン」の検討委員会の最終とりまとめとなる「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(平成22年11月)において、「持続的な森林経営に向けた取組を約束することとなる森林経営計画(仮称)の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ、必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設する。」とされています。これに基づき、国の平成23年度予算(政府概算決定)において、森林管理・環境保全直接支払制度として324億円が措置されており、利用間伐のほか、造林や下刈り等の保育施策が補助の対象となります。</p> <p>集約化の要件としては間伐の場合、路網により連続する森林の区域において、年間5ha以上実施するという基準が示されており、一定量以上の搬出を行うことが必要とされます。</p>
34	<p>里山林の施策 長伐期化せず循環利用を早めるべきである。(その方が生物多様性、温暖化対策上有効) 人工林は混交林化するのではなく、適正な間伐や皆伐を行うべし。</p>	<p>水源のかん養や県土の保全といった公益的機能の発揮に対する要請や、伐採時期の分散による収入機会の多様化等の観点から、人工林整備の基本的方向として、長伐期化を推進することは、一定の合理性を有していると考えています。また、ご指摘のように、人工林は資源の循環利用を目指した「経済林」として区分することを基本としており、これら森林においては混交林化を目指すのではなく、適正な間伐等を実施していくこととしております。</p>
35	<p>肥料化を考えてはどうか。</p>	<p>ご提言の趣旨が必ずしも明確ではないため、回答を保留させていただきます。</p>
36	<p>山村の過疎化や高齢化などにより、里山林の荒廃が進み、放置された竹林が周辺に拡大し、ミズナラが大量に枯れ、クマが異常に出没するなど、県民生活への支障が懸念されています。このように里山林が荒廃している現状を踏まえ、その荒廃を防ぎ、山村の生活環境を少しでも改善していくことが、重要だと思います。 今回のビジョンには「里山林の利用保全の推進」が盛り込んであり、大変意義のあることだと思いますが、今後どのように進めていくのか関心があるので、その取組について教えてください。</p>	<p>ご意見の通り、里山林の荒廃の進行による影響が懸念されていることから、里山林の利用保全を推進していくため、県環境部等の関係部局と連携し、国庫補助事業も活用しながら、ソフト・ハードの両面から取り組んでいくこととしています。</p>
37	<p>分収造林の期限が来ており、比率の見直しや期間延長を言われているが、このようなことをするのなら、固定資産税を”0”にすべきであり、次の代に負担を引き継ぐようになる。</p>	<p>分収比率の見直しについては、収益の規模に応じて比率が変動する内容での契約変更をお願いしているものであり、ご理解・ご協力をお願いします。</p>
38	<p>山林固定資産税の免除(山林所有者の意見を多く聞く) 多面的機能の持続的な発揮に向けた多様を図るには検討が課題と考えます。 山林固定資産の総額は？(県、国)</p>	<p>税制改正については、基本的に国の専権事項となっており、固定資産税の免除を実現するには課題が多いと考えます。なお、山林に関する相続税・贈与税については、平成22年12月16日に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」において、「減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施策の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成24年度税制改正において必要な見直しを行います。」とされています。</p>

(2) 森林の健全な育成と木材の安定供給を担う林業の再生・飛躍

番号	意見内容	左記に対する考え方
39	<p>・管理の行き届かない森林の増加 分析のとおり山林所有者山離れは顕著なものがある。早急に施業の必要性や整備手法を提案できる人材の育成とこの度新たに作成する「森林経営計画」は、計画のための計画でなく、真に実効性と林家の信頼を得たものを作るべきで、行政、山林所有者、森林組合等が一体となって作成すべきで拙速な計画ではいけない。県の強力な指導を期待したい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、現在、国で創設を検討している「森林経営計画」(仮称)が石川県において実効性のあるものとなるよう、市町や森林組合等の事業体、森林所有者等を対象に、適切な普及指導を行っていきたくと考えております。</p>
40	<p>集約化の推進について 施業地の集約化を加速するために、高知県が実施している「森の工場」のように、集約化した施業地、所有者への大幅なメリットを与えることが必要です。直接支払制度とともに、いしかわ環境税を有効活用してもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>今後、集約化を進めていく上で、森林所有者が集約化によるメリットを受けることが重要であることについては、ご指摘のとおりであり、そのための具体的な手段については、国の森林計画制度の改正の動向等も踏まえつつ、検討を行ってまいります。</p>
41	<p>具体的な推進方策について、森林組合の第一の業務とされる、森林施業の集約化、合意形成、森林経営計画の策定については、非採算部門が業務の中心となる。 このため、 ①森林組合の自助努力とともに、非採算部門の採算性を担保するための一定の支援措置の導入 ②林業就業者の専門性向上のための人材育成に対する強力な支援措置が必要と考える。</p>	<p>今回のビジョンの策定にあたって、原木生産の低コスト化による林業生産性の向上を重点施策の一つに掲げており、森林施業の集約化については、これを実現するために必須となる前提条件であると認識しています。その際、これら非採算部門と実際の森林施業の発注や木材販売等の採算部門を合わせて、トータルで取り組んでいくことが、結果として、森林組合等の経営基盤の強化や収益力のさらなる向上にもつながるものと考えています。 また、人材の育成については、「森林資源を本格的に利用する時代に対応した組織経営基盤の強化と人材育成」の項(27ページ～)において、具体的な目標も掲げつつ、記載しているところであり、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
42	<p>策定ビジョンの施策の方向、目標は、今後目指すものとして大変に心動かされる思いです。しかしながら、そのビジョンも事業のフィールドである森林の所有者の了承を得られなければ目標達成は困難であると思えます。森林が全て、県・市町・公社等の公営のものならば、話は非常に簡単で目標達成も容易だと思えますが、一番の所有者である民間の方々をいかにして口説いていくかというのが、最も重きを置くべき問題だと強く感じます。 所有者一人一人には、それぞれの思いがあり、整備に対して賛成の方もいれば、大反対の方もいます。「総論賛成・各論反対」この言葉を地区のとりまとめの際によく聞きます。「整備には大賛成だが、自分の山は入らなくていい」という考え方もあります。 様々な考え方を一つにまとめるのは、大変な作業です。つまり、その大変な作業を実行するのが「施業プランナー」であり、大変重要な役割だと思えます。数年前から全国規模で育成も行われていますが、石川県でも参加して地元で実践していることでしょうか。 正直なところ、全員を一つの方向に向かせるのには、法律による義務化が一番手っ取り早いところではあります。あるいは県が民有林を全て買い上げることです。そこまで極端な事をやらない限り、(極端と思われるくらい大胆な事をやらない限り)目標達成は困難だと感じます。ビジョンを立てるのも大事ですが、その土台となる上記の事も平行して協議していかなければならないのではないのでしょうか。</p>	<p>森林施業の集約化を推進するためには、森林所有者のご理解が必要となることから、森林組合や林業事業体では、集約化に向けた合意形成づくりに取り組んでいます。そういった取り組みをより一層進めるため、森林施業プランナーや地域の森林経営を的確に指導できるフォレスター等を一体的に育成していくこととしております。いただきましたご意見につきましては、今後、施策の実施に際して、参考にさせていただきます。</p>
43	<p>所有界が不明確な森林の増加は、年々問題となってきており、森林施業プランナー、フォレスターへ期待したい。 現状の森林組合だけでは限界があると思う。</p>	<p>森林境界の明確化については、森林施業プランナーやフォレスター等も積極的に協力し、一体的に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
44	<p>ビジョン案の対策の基本的な方針では、「一体的かつ体系的な人材の育成の推進」として、組織経営基盤の強化と人材育成に重点が置かれており、これは時期を得た適切なものであり、強力に推進する必要があると考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、関連施策の積極的な推進に取り組んでまいります。</p>

45	<p>現在、間伐の遅れ、木材自給率の向上から、利用間伐に携わる重機オペレータ等の育成を推進しているかと思いますが、年々林業就業者の高齢化や仕事の減少に伴い、基本的な施業である植林、下刈、除伐、枝打、間伐などの育林技術者の数も減ってきています。持続可能な林業を推進していくためには、育林技術者も育てて行くべきであると思います。</p>	<p>人材育成に関し、当面の最重要課題は利用間伐を効率的に実施しうる技能を有する専門技術者の育成であると認識しており、今後、県林業労働対策基金の役割を強化して取り組んでいくこととしておりますが、林業就業者の減少・高齢化が進行している現状等も踏まえ、新規就業者の確保から就業後のスキルアップなど育林技術者の養成も合わせ、一体的に推進してまいりたいと考えています。</p>
46	<p>28ページに現況の林業就業者数437名としており、P30の指標の900人は、どのような者ですか。 組織化された就業者と思いますが森林組合では直営から委託、請負の方向であり、意欲の高い民間事業体の就業者と解釈してよろしいか、その場合、通年雇用で年間事業量の確保できるものか将来的に国、県、市町の支援なしでも雇用が可能なものとなりますか。</p>	<p>ご質問の林業就業者に関する指標は、事業主と雇用契約を締結し、就業規則の制定や労災保険、健康保険制度に入っているなど、就労環境の整った林業事業体に雇用される就業者を想定したものです。定義を明確にする観点から、本文中に注釈を加えることとします。 また、集約化の促進による計画的・安定的な事業量の確保により、通年雇用が可能となる労働環境を目指していくこととしています。</p>
47	<p>フォレスターとして活動するには市、町の担当者に対する指導が不可欠であり全体研修が必要である。</p>	<p>フォレスターの育成を図るために研修が不可欠であることはご指摘のとおりであり、国の研修事業等も活用しつつ、取り組んでまいりたいと考えています。</p>
48	<p>木材の流通コーディネーターの育成は重要と思いますが具体的にその役割を果たすには権原を付与する必要があります。木材業者、建築会社はコーディネーターの意見を聞くだろうか疑問に思うし、行政に対し不信を持っているので良く指導する者を育成するのは厳しいと思いますが力強いコーディネーターを育成して下さい。</p>	<p>流通コーディネーターは、需要者側である木材業者、建築会社等のニーズと川上の供給者側のニーズをマッチングさせる役割を果たす人材と位置づけており、ご意見を参考に取り組んでまいります。</p>
49	<p>林業の再生には、何よりも事業体の経営基盤の拡充が必要であり、それがなされない限り、魅力ある産業として育成すること、そしてビジョンの目標となっている「林業就業者の使命感や誇りを感じられる雇用環境の創出」は困難と考える。 また、このためには、推進方策の明確化や適切なタイムスケジュールの設定、官民一体となった強力な取り組みが必要と考える。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
50	<p>(1)森林資源を本格的に利用する時代に対応した組織経営基盤の強化人材育成を (1)森林資源を本格的に利用する時代に対応した組織経営基盤の強化、人材育成 と区切りが必要。</p>	<p>ご意見に基づき、記載を改めます。</p>
51	<p>高密度路網整備について 100m/haの高密度路網整備の実現には、森林施業プランナー、路網作設オペレーターの協力が不可欠です。森林施業計画、路網設計、作業道作設、間伐を一貫して実施、評価でき、かつ人材育成の場として、高効率原木生産システムモデル地区を新設してはどうでしょうか。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
52	<p>林内路網整備が重要であり、行政としても積極的に支援していただきたい。</p>	<p>本ビジョンにおいて、今後10年間の林内路網の開設延長目標を1,710km(うち森林作業道1,600km)と定めており、この実現に向け、積極的に支援を行ってまいりたいと考えています。</p>
53	<p>現在ある林道・作業道の維持管理をすること</p>	<p>林道・作業道を適切に維持管理していくよう、今後とも管理主体に協力、指導を行ってまいりたいと考えています。</p>
54	<p>路網整備について、県、町、森組等が、大局的見地に立って必要箇所に必要数量(本数、延長など)などを示し、所有者等を説得する手段を講ずることが必要と思うが、所有者どうし話し合いでは利害関係が生じてうまくいかないことが多々ある。 ビジョンの中で明記し、具体的な取り組みを願う。</p>	<p>路網の整備に当たって、森林所有者の理解・協力を得ることは不可欠であると考えていますが、国の「森林・林業再生プラン」の最終とりまとめ(H22.11)においては、「森林経営計画(仮称)制度を創設し、合理的な路網計画も具備した効率的な施業を推進すること」や「必要な路網の設置に当たっての土地の使用について、所有者が不明な場合にも対応できるように手続の改善を図ること」が謳われており、これら制度改正の動向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたいと考えています。</p>

55	過去10年間は間伐、荒廃林の整備を重点的に進められてきたが、今後は新植、保育にも力を入れる必要があると思う。 雑木山をアテ林に切り替えることも必要。	偏った人工林の年齢構成を将来的に平準化させていく観点から、小面積皆伐の推進と着実な再生林の実施についても、本ビジョンの指標に盛り込んでおり、ご指摘を踏まえ、着実に取り組んでまいりたいと考えています。
56	10年後、木材自給率50%、年間30万m3の県産材の安定供給を目標に掲げているが、10年後高齢級の木が7割を占め、近年の植林の減少から、20年後、30年後でも木材の自給率50%を保っていただけるか。間伐と同時に皆伐・植林も推進していく施策が必要ないように感じます。	本県の森林の年間成長量(約100万m3)を踏まえれば、理論上、持続的に30万m3の木材供給を行うことは可能であると考えております。また、皆伐・植林については、p15で、年間200haを皆伐、再生林の指標として掲げております。
57	30万m3という数値について 2ページの17行目やp6の5行目などに見られる供給量の「30万m3の実現」の数値目標について、現在の県内需要は23万m3と、需要は低下しているが将来の需要見込みにそった数値目標なのか。県内需要に応えるものであれば、数値目標よりも割合で議論したほうが良いのではないかと、県外への販売も考慮しての数値なのか明確にすべき。	ご指摘のとおり、この10年間で県内の原木需要は大幅に減少しましたが、一方、県産材供給量は、ほぼ横ばいであったため、県産材供給割合は見かけ上19%から39%に上昇し、現行ビジョンで掲げた平成22年度の目標の40%に近い値になっています。このように、割合で示すことは、必ずしも県内の林業・木材産業の活性化の度合いを示すことにはならないことから、今回のビジョンにおいては、率よりも量に重点を置いて目標数値を設定しております。なお、他県から製品として移入される木材の量を考慮すれば、本県の木材全体の需要に占める県内からの供給割合はかなり低く、原木需要を拡大する余地はまだあると思われるます。
58	10年後に県産材供給目標を聞いて意欲が出てくる。 森林整備の重要性を認識する	今後ともご理解・ご協力をお願いします。
59	34ページの③林業生産性でタイトルは生産性だが指標は生産費となっているのでは	原木を1m3生産するのに要するコストを「生産費」としており、生産性の指標としては妥当であると考えています。
60	34ページの⑤のタイトル「収益性の高い伐採・低コスト再生林システムの確立」と文中にある全幹的な木材の搬出・利用の促進と指標にある再生林・保育経費が不一致	全幹的な木材の搬出・利用を促進することにより、単位収穫量が増加するとともに、再生林の低コスト化に併せて取り組むことにより、林業活動の収益性の向上につながると考えます。なお、全幹集材については、林地残材が減少することから、後に続く再生林の際の地ごしらえ等が省力化されることから、指標にある再生林コストの低下に寄与すると考えられます。
61	過度の低コスト化の追求は林業のような人件費の割合が大きな産業にとって人件費のデフレ化の要因、賃金の抑制もしくは下落をまねく恐れが発生しないでしょうか。施業費の低コスト化は確かに必要なことだと認識できますが、人件費の抑制が発生しますと働いている人のモチベーションが下がり、林業全体としての発展性に支障をきたしてくる事も考えられます。また、コストの追従から安全面が軽視され、労働災害発生の一因にもなっていないでしょうか。低コスト化だけではなく、木材価格のインフレ化、付加価値の高い製品の積極的な開発や、他産業からの二酸化炭素排出量にともなうクレジット化等を価格単価に上乗せする方法等を考え、人件費等の上昇が可能な業界にしていかなければ、魅力ある雇用創出産業を目指すのは難しいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、林業の再生を図るには、林業従事者の所得の向上も重要なことと考えます。一方、原木価格が市場価で決まる中であって、森林所有者への利益還元を実現するためには、効率的な森林施業を追求していくことが避けて通れない課題であると考えられます。このため、本ビジョンで言う林業の「低コスト化」については、施業の集約化、路網の整備や高性能林業機械の活用等を通じた「生産システム」の改善を想定しており、所得の向上については、県産材の生産量の大幅な拡大による林業産出額の増大と併せ、木材の乾燥等の推進による、付加価値の高い木材製品の需要拡大等を通じて実現していくことが必要であると考えています。

(3)再生可能資源である木材の利用促進と木材産業の活性化

番号	意見内容	左記に対する考え方
62	スギのチップ材の単価を上げる方法はないか。	森林施業を集約化する中で、建築用材からチップ用材まで一体的に集荷・販売することにより、全体として林業収入の向上につながるとともに、林地残材などの未利用資源の有効利用にも寄与すると考えております。
63	木材の自給率10年後50%は大変良いと思いますが、木材の搬出費の削減ばかりで、努力は必要ですが材価を高くするシステム作りができないか。 ・公共事業での木の材料の一部規格化 ・規格化した材料のストックヤード ・合法、県産、市産材の徹底 ・適材適所の木材使用	木材価格の低迷の問題については十分認識しておりますが、県としては、県産材使用住宅への助成や公共建築物への県産材利用等を通じ、県産材の需要拡大を図ることが、適正な市場価格の形成にも資すると考えています。また、34ページにも記載しているとおり、定価販売による原木直送システムを推進することにより、川上と川下の信頼関係を高め、安定的な収益につなげていくことが重要と考えています。

64	土台、梁材の県産材のコストが県外産より高いように思われます。梁(横架材)材の自然乾燥材を出荷できるようにして欲しい。	梁・桁材向けの県産材供給は、まだ少量断片的であり、今後、大径材の出材の増加が見込まれる中、梁・桁材への県産材利用を拡大することが、ひいては価格競争力の向上にもつながっていくと考えています。
65	・50年前と現在の樹種の使用の違いが出ております。現在梁材に使う松の不足が大変目立っております。今後地域に応じた植林のやり方があるのではないかと思います。	松林資源の不足については長期的な課題であり、直ちにマツの植栽を推進することは困難と考えますが、一方、県では今後供給の拡大が見込まれるスギ大径材から生産される大断面製材品の強度性能データの整備などを推進することとしており、これらの取組を通じ、スギの無垢材や集成材による梁桁への利用を推進することとしております。
66	アテ林業の推進、アテ(能登ヒバ)の利用拡大。 アテは成長が遅いため戦後の拡大造林で植えた森はまだ成長過程だが、10年後くらいになれば資源が豊富となるので、今のうちから考慮すべき。 能登の林業はアテを当てにしている。石川県としても独自の条例を定め、アテの育成に支援していただきたい。	能登地域におけるアテの重要性を強く認識しているところであります。ご指摘のとおり、本文中でアテの良さについてPRする表記を追加させていただきます。
67	原木の流通を市売主体でなく入札のかたちにはできないか。原木の流通のオープン化、ストックポイントで競争入札でできないか。伐採から競争入札で森林組合主体でないかたちを。	木材市場ではこれまでの競り売りだけでなく、ストックポイントとして市売り機能を省略し、定価販売や直送方式を採用することにより、流通コストの削減を目指しており、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。 なお、森林組合以外の民間事業者でも低コスト施策の提案などによる集約化へ取組むことにより、国の新たな制度となる「森林管理・環境保全直接支払制度」に参画することが可能となります。
68	ベニヤ工場、大型集成材工場、大型製材所が増え、昨年は小規模製材所にスギ丸太が回らなく製材が止まった工場が多くありました。丸太買入の情報をもっとオープンに、ニーズにあったロット販売、相談窓口をお願いしたい。	需要者のニーズを川上の供給側に伝える役割を果たす流通コーディネーターの育成を図ることにより、このような課題に対応したいと考えておりますが、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
69	利用間伐材のストックポイントの整備をぜひ実現してほしい。	県産材供給量30万m3の実現に向け、県下で8カ所のストックポイントを整備する目標を掲げております。
70	今後30万m3搬出を考えているようですが、このままでいけば何れは生産、流通、加工のイメージにある中規模、小規模製材工場は県内からなくなると思います。現状では製材コストでは合理化設備投資はできない状態です。(今後生き残れる企業は少ない)県として何か保護処置はありますか。	地域内での製材工場や乾燥施設、集成材工場やプレカット施設などの連携により、生産量や生産品目を補完しながら、グループとしての大規模化を図る水平連携などについて、県下4地区において、その方向性や合意形成を図ることとしておりますが、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
71	林業・製材業が減ってきたのはなぜか。数字上のことは把握されているみたいだが、国産材が必要期にあったのになぜ携わる業者が減ったか。実情を本当にわかっているのか、はなはだ疑問だ。	ご指摘を真摯に受け止め、行政として、林業・木材産業の実状を把握することにより、施策への反映に努めてまいりたいと考えております。
72	製材の10年後需要量において、建築用材以外の需要が少ないと思います。末口径10cm～18cmの小・中径木の土木事業への利活用は、絶対不可欠ではないでしょうか。治山事業への積極的活用はもとより、昔から利用されている杭基礎への活用が全国的に見直されている動きがあります。ぜひ、その他という表記ではなく、土木用として挙げさせていただきたいと思えます。	ここでいう「製材用」は政府の木材統計に依拠しており、土木建築用材は「製材」に含まれます(それ以外に建築用材、木箱仕組板・こん包用材、家具・建具用材等が該当。)。いづれにせよ、県産材の需要先として公共土木事業での活用は大変重要であると認識しており、年度内に県が策定する予定の「石川県内における県産材利用方針(仮称)」において、公共土木事業での活用について盛り込む考えです。

73	<p>林業及び木材産業加工の従業員が高齢化しております。県に於いて、もっと製材業に対して、若い人の就業を増やす方法を考えていただきたい。</p> <p>県では森林事業に対しては力が入っておりますが、我々製材業に対しても業界がだんだん会員数が少なくなっており、県においても製材業にもっと力を入れて欲しいと思います。</p>	<p>地域内の木材加工業の連携による産地の形成が課題であると考えており、粗挽きやラミナ製造などの1次加工を担う小規模な製材工場と乾燥や仕上げ、集成材加工などの2次加工を行う中核的な工場が連携し、生産量や生産品目を補完しながら、グループとして大規模化を図る水平連携などについて、県下4地区において、その方向や合意形成を図っていくこととしております。</p> <p>製材業への支援も重要なことと考えておりますので、業界関係者の意見も聞きながら、施策の検討を行ってまいりたいと考えております。</p>
74	<p>今回のビジョンでは、森林資源の成長や間伐のより一層の推進といった観点から、県産材供給量を現状の2倍にするといった大きな目標を立てているが、森林所有者からみれば、供給量の拡大に伴う木材価格の動向が気になるようです。</p> <p>そこで、木材供給量に見合う需要量が確保されていることが、供給側にとつての必須条件になると思うが、県産材の利用促進に向けて、今後県では、どのように取り組んでいくのか。</p> <p>特に、本県には、大型の合板工場があるものの、製材工場の規模は小さく、建築分野での需要拡大が大きなポイントとなるが、それに向けた具体的な取組について、教えてもらいたい。</p>	<p>県産材の供給拡大に取り組むにあたって、供給過多に陥らず、需要の拡大と一体的にこれを進めるため、木材需要の大宗を占める建築分野での需要拡大は大変重要な課題と捉えております。</p> <p>このため、県産材使用住宅への助成制度や公共建築物での県産材の利用促進に取り組むほか、需要者ニーズに適応した、乾燥材や集成材など品質性能が明らかで寸法精度が高い県産製材品の供給に向け、地域内の木材加工業の水平連携を通じ県内の木材産業の加工能力の強化を図ることとしております。</p> <p>また、流通コーディネーターを育成し、川上と川下のマッチングを効果的に行う体制の構築を図っていきたいと考えています。</p>
75	<p>木材利用促進には同意するが、木材利用工業化を試みても逆に外材価格と比べて競争なし。</p> <p>国産材輸出試みても</p> <p>①数量確保に困難</p> <p>②海外への価格比較しても輸送費、くん蒸費含めて国際価格競争力がない。</p>	<p>この10年間の我が国の木材(用材)供給の動向をみても、国産材の供給量は18百万m³で安定(H12→H21)しているのに対し、外材は81百万m³から46百万m³にまで激減しており、相対的に国産材への期待は市場関係者の間で年々高まってきていると認識しています。</p>
76	<p>現在県産材の使用の住宅が少しずつ増えておりますが、もっと県の方で補助金をもっと増額していただき、県産材の使用量を高めていただきたいと思えます。</p>	<p>本文43ページにもあるとおり、住宅分野での県産材利用の促進については、引き続き取り組んで参りたいと考えています。</p>
77	<p>県産材の需要をもっと考えて欲しい。供給のことばかり考えており、木材産業が伸びてこない。</p>	<p>県産材の供給量の増大と併せ、需要サイドである県内木材加工業の活性化の推進は喫緊の課題と捉えており、このため直送販売による原木の安定調達、中・大径材に対応した木材加工技術の確立や製材、乾燥歩留まりの向上など、効率的な製材加工体制の構築を推進することとしております。</p>
78	<p>木造三階建の校舎の建設が許可されたという喜ばしいニュースがありました。木のぬくもり、木の使い易さは誰もが認めるところです。</p> <p>鉄筋コンクリート造りは鉱物資源を大量に消費し、建設に莫大なエネルギーを要します。そして解体費は高価でリサイクルもコスト高です。一方、木造は寿命がくれば簡単に解体でき、材はバイオマスに再利用できます。これほど有為で国内に大量にある木材資源を活用しない手はありません。</p> <p>現政府は、施政方針演説で林業の振興政策を度々掲げています。本気で取り組んでくれれば何をおいても支持したいです。”コンクリートから人へ”と共に”コンクリートから木へ”もぜひ。</p> <p>里山の資源を活かし誰もが住みたくなる町を構想してみました。</p> <p>ある長老が森を眺めながら「使うも木、見るも木」と言っていました。美しい森は心が癒されるという意味です。里山にはおいしい水が出る泉があり、小型の水力発電できる淵があちこちにあります。バイオマスを活かした豊穡な土地で農林業を振興し、土の文化が漂う桃源郷を出現させませんか。</p>	<p>建築物の木造化の推進や木質バイオマス資源の有効利用等、木材の利用を促進することは、大変重要と認識しており、本ビジョンに基づき、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>また、森林をはじめとする様々な地域資源を生かした新ビジネスの創造や、グリーンツーリズムなどの都市と山村との交流についても本ビジョンに盛り込んでいるところであり、施策の推進に努めてまいります。</p>

79	<p>木材は調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人に優しい、心休まる素材であると共に、再生産可能な省エネ素材であり、その利用を推進することは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「10年後の木材自給率50%以上」を目指し、公共工事の木造率アップだけでなく、事務用品に関しても、間伐材を100%使用するなど、細部にわたって木材利用計画の拡大を進めていただきたい。</p>	<p>新ビジョンでは、県産材供給量を今後10年間で現行の倍以上の30万㎡に拡大させることをポイントに位置づけており、原木の安定供給体制の整備はもとより、供給されたスギ等の県産材の利用拡大にも、積極的に取り組むこととしています。いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
80	<p>県産材の利用拡大のため次のように提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スギ 石川県産のスギは雪に耐え、寒風に曝されることによって年輪が詰まり、良材は奈良等の中央市場で秋田杉や飢肥杉に匹敵する高い評価を得ている。しかし知名度は低く全国ブランドにはなっていない。おりしも金沢城が次々と再建整備されているこの機会に建築材として県産のスギを使うよう求めたい。スギの優良材はヒノキに劣るものではなく、注目を浴びる建築で石川のスギをアピールする絶好のチャンスと思う。 ・アテ アテの耐用性については別表(アテの土台は日本一)のとおり造林樹種では最も優れている。無垢のままです使える長所を広報し、建築材としての需要拡大を図りたい。土台の仕様書にはアテ(能登ヒバ)と明記してほしいものだ。 フィトンチッドの含有でもアテは卓越している。健康志向の内装材としてPRIに励みたい。 ・間伐材 間伐材をチップ化すれば様々な用途が考えられます。 パルプ原料: 針葉樹、広葉樹を問わず需要は多く海外から大量に輸入している。 ペレット原料: チップは使いやすく乾燥しやすいことからペレット製造に向く。 発電エネルギー: 北陸電力七尾火電はCO2対策としてバイオマス資源の混入を開始。 その他諸々使いみちはあるだろうが、間伐材の搬出コストとチップ加工工場不足が利用拡大のネックとなっている。課題を解決し(例、各製材工場でチップパーを設置。山からの搬出費用の助成等。)木材全部を無駄なく使えるチップ産業の振興を囑望します。 	
81	<p>私は自社工事の木材を100%県産材を利用しています。外材は1本も有りません。</p> <p>山林にて伐採、製材、加工、そして建物の完成まで一貫して施行しております。私が思うには、素材の良さ(長所)、空目の美しさ、素材の見える在来工法の伝統ある技術を全面に打ち出して、接着剤で固めた人造品よりも多少割れたり縮んだりしてもそれ以上の良さを素材がもっている事を示す資料づくりをしてもらって一般住宅の応用例等を示して注目度を上げる努力をしてほしい。</p> <p>また、長い目で見た場合素材を使った(で造った)建物は親子何代も住めるから、結果は安価であることもアピールして欲しい。</p>	<p>伝統的な在来軸組工法は、これからも否定されるものではなく、木材の特性や良さを全面に打ち出した建築技法であると考えております。</p> <p>ご意見のとおり、県としても木材とりわけ県産材が素材として持つ特徴や良さを積極的に普及啓発していきたいと考えております。</p>
82	<p>41ページ ②県産材使用住宅の促進による地材地建の推進の取組状況に市町の取組みにも言及すべきであり、市町との連携強化もP43に必要ではないか。</p>	<p>地域産材使用の住宅に対する支援を行っている市町もあり、引き続き、県・市町の連携のもと取り組むべき施策として、ご意見を踏まえ、記載を改めることとします。</p>
83	<p>県産材利用を高める為に住宅に木材の良さを宣伝して付加価値のある木材の生産管理に努めるよう指導して欲しい。</p> <p>木材住宅の良さをPRしてほしい。</p>	<p>41ページにも「木材は、伐採・造林を通じて再生産が可能な環境に優しい資源であり、二酸化炭素の貯蔵による地球温暖化の防止に貢献するほか、他の建築資材よりも高い湿度調節機能や防ダニ・防菌効果等から健康面での効果も認められるなど、木材を積極的に利用することの意義が幅広く認識されるようになっていきます。」と記載しており、県としても、木材利用の普及啓発に取り組んでいく考えです。</p>
84	<p>43ページの③木づかい運動は推進or創設。</p>	<p>木づかい運動はすでに取り組んでおり、ご指摘を踏まえ、誤解を招かないため、表記を「推進」に統一します。</p>

85	アテの強さのPR。	ご意見を踏まえ、県木アテ(能登ヒバ)の特徴などについて、追加記載することといたします。
86	県産材使用拡大に向けて、県及び市町村の補助金アップをお願いします。	いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
87	39ページの④多様な利用体制の確立→供給体制では。	ご意見に基づき、修正いたします。
88	公共物件において、土台、大引、根太にアテ材の使用。	県庁内の部局横断組織である「県産材活用推進プロジェクトチーム」において、県が整備する公共建築物等において県木アテ(能登ヒバ)の利用を普及啓発するとともに、県内市町においてもその活用が図られるよう普及に努めたいと考えております。
89	39ページの⑤について、根元から梢端まで含めた全幹的な木材の搬出・利用を促進するためには、C材等の現在未利用材の需要を早い内に掘り出していく必要があると思います。公共施設での木質バイオマスボイラーや園芸用ボイラー、木質燃料ストーブなどの普及啓発をしていくと共に、木質燃料等の加工業者の育成も必要になるうかと思えます。	林地残材などの未利用資源のバイオマス利用を検討する中で、検討してまいりたいと考えておりますが、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。

(4) 里山資源を活かした山村の振興

番号	意見内容	左記に対する考え方
90	原木乾椎茸は、健康食品であり、古来より、我が国から中国にも輸出されており、また、石川県産の乾椎茸は良質との評価もあることから、生産量の拡大と意欲ある生産者を確保するならば、将来的に山村振興の1施策として乾椎茸の輸出も指標に入れても良いのではないかとご検討願います。	乾しいたけは、山村振興を図る上での重要な施策と考えており、指標として生産目標も盛り込んでありますが、輸出につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。
91	原木しいたけについては、と記載されているが「生しいたけ」と「乾燥しいたけ」に区分して記載する必要がある。生しいたけは消費者に人気が高く、直販所でも売れ筋商品と聞いており、定年後の収入の一部にもなるので生産者の拡大、確保を図るため人材の育成、研修等も必要と思えます。乾燥しいたけについても定年退職者など素人も参入できるような研修や原木の斡旋にも踏み込んで下さい。近年、定年退職者等で「原木なめこ」を生産する者も増え、直売所や青果市場へもシーズンには多く出荷され、それなりの収入を確保しています。生産者の研修、販売指導(ブランド化)も必要であり、なめこの記載も必要です。	生しいたけ、乾しいたけともにブランド化を図り、生産振興を推進することとしており、いただきましたご意見は、今後の施策の実施に際してご参考にさせていただきます。なめこについては、近年、原木なめこの生産量が増加傾向にあることから、ご指摘をふまえ、記述を追加します。
92	木竹炭採算性の向上と安定生産の推進と記載されていますが、木竹炭の課題は販路の確保です。記載事項には採算性の向上を図る施策が見えないので表題をかえること。また、竹炭についての記載がない。竹材はあるがコスト、品質で他県産に太刀打ちできないのでその対策が必要。生産するのは設備があれば可能であるが、売れないのが現実です。木酢液、竹酢液の活用も生産者にとって重要なものであり、この対策の記載をお願いします。	ご意見に基づき、「採算性の向上」を「販路の確保」に修正いたします。また、竹炭や木酢液等についての記載を追加させていただきます。
93	里山資源を活かした山村の振興 45ページに、「木竹炭の採算性の向上と安定生産の推進」とあり、お茶炭のブランド化、クヌギ資源の造成とあるが、クヌギの植林を行政が支援するということが、支援先はどのように決定されるのか、既存の企業が自助努力によって行っている植林とのマッチングはどうなっているのか。	クヌギ等の植林に関する支援については、補助要件を満たせばだれでも申請できるものであり、お近くの県農林総合事務所等へご相談いただきますようお願いいたします。
94	47ページ「多様な能登の山菜資源を活用して」とあるが、加賀、金沢では山菜を栽培している者もあり、また、自然にも多様な資源が存在することから、「能登」と限定する必要が無いのではないのでしょうか。	能登の豊富な山菜資源の活用を意識していますが、ご意見を踏まえ、能登に限定しない表現に改めます。

95	<p>森林業(もりぎょう)について 47ページに、山村と都市の交流促進、UIJターン等の山村への定住を促進、とあるが、45ページにあるような里山資源の産業化の担い手として、UIJターン者を一時的に雇用し、育成するような仕組みが必要である。</p> <p>森林業(もりぎょう)の促進と、創設予定の「いしかわの森づくりコーディネートセンター(仮称)」との関係が書かれていないが、いしかわの森づくりコーディネートセンター(仮称)は、単なるボランティアの養成のみではなく、産業創出にも関わるような組織になることが望ましい。</p>	<p>里山の地域資源の活用や山村と都市との交流促進を進めることが、森林資源を生かした多様なビジネス機会の創出につながると考えており、いただきました意見は、今後施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
----	---	---

(5)その他

番号	意見内容	左記に対する考え方
96	<p>森林・林業等川上から川下を含めたビジョンと思われますが、景観を含めてはどうでしょうか。 山林所有者にはメリットがでるか分かりませんが、秋になれば紅葉が楽しめるというのは、税をいただく方にもよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>里山の美しい景観等の地域資源を活用し、グリーン・ツーリズム等の山村と都市との交流を促進していくこととしており、その旨、47ページに記載しています。</p>
97	<p>ビジョンの中に、写真やグラフなどを多く盛り込み、わかりやすく工夫されていると思うが、林業関係等の専門用語が多いので、よりわかりやすくするように、主な用語を解説してもらいたい。</p>	<p>ご意見に基づき、主な専門用語の解説を巻末の資料編として追加記載させていただきます。</p>
98	<p>・専門用語の解説について このビジョンに記載されてる専門用語には、一部解説がされているも、他にも解説をした方が理解が深まる用語がありますので、巻末にでも、その都度でも構いませんので付け加えられたらいかがでしょうか。 例えば、公益的機能、多面的機能、森林業、吸収量のクレジット化、カーボンフットプリント等。</p>	
99	<p>複雑な言葉や初めての方等には、注釈や歌書との標記があるが・・・ 「森林業」(もりぎょう)には説明等がない？</p>	
100	<p>当ビジョンでは、県全体の視点から固めた取り組むべき大きな方針に基づき、各種施策が記載されています。しかしながら、森林所有者や地域の関係者にとっては、各地域で具体的に何をどのように取り組んでいくのかが、気になるところです。そういった観点からの取組について、整理されるよう検討をお願いします。</p>	<p>ご意見に基づき、各地域別の推進方向を別途整理し、追加記載させていただきます。</p>
101	<p>数値目標の具現化に向けた事業内容を今後ご提示頂きたい。</p>	<p>県予算等を通じて、具現化に向けた事業内容をご提示させていただきます。</p>
102	<p>林業や木材産業に関する今後10年間の指標として、県で策定されているビジョンですが、なんといってもその目標の実現に向けた取組が重要であります。県や森林組合、製材業等の関係者は、一致協力して、本県の林業や木材産業の振興に、しっかりと取り組んでいくのはもちろんのこと、進捗状況を検証されるようお願いします。</p>	<p>今後、本ビジョンの進捗状況の把握・検証を行うことにより、施策の立案・実施に反映させていきたいと考えています。</p>
103	<p>それぞれの施策の実施体制については、広域で活動されている森林組合単位での分科会を作る必要があると思います。自治体関係については、農林、環境、商工、観光部門に加え、バイオマス関係の担当者を含めた定期的な会議を開いていく必要があると思います。</p>	<p>本ビジョンに掲げられた施策の推進に向け、様々な関連する分野との調整・連携については重要な課題と認識しており、例えば木材の利用については、施設整備を担当するすべての部局が関係するなど、それぞれの施策目的に応じた、効果的な方法で取り組んでいきたいと考えています。</p>

104	<p>ビジョン作成に並々ならないご努力感謝しております。 今後、この目標達成にご努力方よろしく願いたしますが、前回10年前のビジョンの達成状況での未達成の問題点は、社会の状況変化等々で、必ず存在していたと思います。そうした現実を踏まえ、今後新ビジョンをより実行の上がる様ご精進方願いたします。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
105	<p>産業として林業をみるのか、行政管理として森林を管理していくのかを今一度考えて頂きたいと思ひます。</p>	<p>森林は、その大部分が個人が所有する私有財産である一方、水源のかん養や県土の保全といった様々な公益的機能を有していることから、公的に定められた一定のルールに基づき、管理を行っていくことが必要です。 一方、①これら公益的機能は、適切な林業経営を通じて発揮されること、②人工林資源が成熟化する中、成長産業としての林業への期待が高まっていること、③再生可能な資源である木材を利用することが低炭素社会、循環型社会の構築に寄与することを踏まえれば、産業という観点からも林業の振興に取り組んでいくことが重要と考えています。</p>
106	<p>40数年前より、話を出して来ていましたが、短期的なビジョンで、国家百年の計に添った森林・林業・木材の施策が単独、単独で行われ、長期的ビジョンで行われて来たトータル的な策は時代のニーズに合わなくなっても変更や、改善がなされて来なかった。 その時々でのあわてた施策が、変更や取りやめ等行われて来たために、全体としてのバランスのとれたものとはなっていないと思ひます。 トータルで期待する方向性を指し示すことの出来る様に方向を定める必要がある。</p>	<p>現行ビジョン策定から10年が経過する中で、森林・林業・木材産業を巡る情勢は大きく変化してきており、今後の施策の方向を見据えた新たな指針として策定しているものであります。いただきましたご意見については、今後、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>